

広島大学情報メディア教育研究センターハウジングスペース利用細則

(平成26年4月1日情報メディア教育研究センター長決裁)

広島大学情報メディア教育研究センターハウジングスペース利用細則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島大学情報メディア教育研究センター利用内規（平成16年4月1日情報メディア教育研究センター長決裁。以下「利用内規」という。）第11条の規定に基づき、広島大学情報メディア教育研究センター（以下「センター」という。）が提供するハウジングスペースの利用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この細則において次の各号に掲げる意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ハウジングスペース 広島大学(以下「本学」という。)の教育研究活動及びこれを支援する活動の推進を目的として本学が導入するネットワークサーバ機器（以下「サーバ機器」という。）を集約し、もって設置場所の効率的な利用や電力消費の効率化を図ることを目的としてセンターが提供する、サーバ機器を設置するための環境をいう。
- (2) 部局等 学部，研究科，附置研究所，病院，図書館，教育本部，全国共同利用施設，中国・四国地区国立大学共同利用施設，学内共同教育研究施設，学内共同利用施設，附属学校，学長室，大学経営企画室，グローバル化推進室，監査室及び理事室，東広島地区運営支援部及び霞地区運営支援部をいう。

(設備)

第3条 ハウジングスペースにおいて提供する設備は19インチラック，サーバ機器用の単層100V電源，サーバ機器の排熱のための空調設備及びネットワーク設備とする。ただし，停電時の電源供給は提供されない。

- 2 ハウジングスペースは，静脈認証等による入退室管理システム及び監視カメラを設置してセキュリティを確保する。
- 3 19インチラックは，他のサーバ機器との共用とする。
- 4 供給する電力の容量は，第5条第1項に規定する申請を行う者とセンターが協議の上決定する。
- 5 サーバ機器のネットワーク(HINET)への接続は，第5条第1項に規定する申請を行う者とセンターが協議の上，当該申請する者が接続の申請をするものとする。
- 6 サーバ機器以外の部品，機器等を設置する必要がある場合は，第5条第1項に規定する申請を行う者は，センターと協議するものとする。

(利用期間)

第4条 ハウジングスペースを利用できる期間は、利用を開始する日の属する年度の末日までとする。

(利用申請及び承認)

第5条 ハウジングスペースにサーバ機器を設置しようとするときは、情報メディア教育研究センターハウジングスペース利用申請書(別記様式第1号)(以下「利用申請書」という。)により、設置しようとするサーバ機器を管理する部局等の長がセンター長に利用申請を行うものとする。

2 センター長は、前項の申請があった場合において、適当と認めるときは、利用を承認する。

3 第1項の申請を行った者(以下「申請者」という。)は、利用申請書に記載した内容に変更が生じたときは、速やかにセンターに変更事項を連絡しなければならない。

(利用停止申請及び承認)

第6条 ハウジングスペースの利用を停止する場合は、申請者は、情報メディア教育研究センターハウジングスペース利用停止申請書(別記様式第2号)によりセンター長に利用停止申請を行い、その承認を得なければならない。

(利用期間の更新)

第7条 センターは、第5条第2項において承認したハウジングスペースの利用期間が終了するときは、当該申請者に、翌年度も引き続き利用するかどうかの意思を確認するものとし、引き続き利用する意思を有している場合は、当該期間を更新するものとする。

(ハウジングスペースの管理及び運用)

第8条 ハウジングスペースの管理及び運用は、センターの職員が担当するものとする。

(サーバ機器の設置)

第9条 ハウジングスペースへのサーバ機器の設置に係る手配は、当該サーバ機器の申請者が行うものとし、設置に係る経費は、当該申請者の負担とする。

(サーバ機器の撤去)

第10条 第6条の利用停止申請が承認された場合は、申請者は速やかに設置したサーバ機器を撤去しなければならない。この場合において、撤去に係る手配は当該申請者が行うものとし、撤去に係る経費は当該申請者の負担とする。

(サーバ機器の移設)

第11条 ハウジングスペースの運用上の理由により設置したサーバ機器を移設する必要があるとセンターが判断した場合は、申請者は、センターの指示に従わなければな

らない。

(サーバ機器の管理及び運用等)

第12条 ハウジングスペースに設置するサーバ機器の管理及び運用並びにソフトウェア、データの運用及び保守(以下「サーバ機器の管理及び運用等」という。)を行う者として、設置責任者及び業務担当責任者を置くものとする。センターの職員は、サーバ機器の管理及び運用等に関与しない。

2 停電時の対応は、設置責任者及び業務担当責任者の責務とし、必要に応じて申請者が無停電電源装置等を用意するものとする。

(ハウジングスペースへの入室)

第13条 サーバ機器の設置及び撤去並びにサーバ機器の管理及び運用等のため、ハウジングスペースに入室して作業を行う必要がある場合は、当該サーバ機器の設置責任者又は業務担当責任者は、別に定める手順によりセンターへ事前に連絡しなければならない。

2 前項の規定により、ハウジングスペースに入室して作業を行うときは、センターの職員による誘導及び立ち会いのもとで行うものとし、ハウジングスペースの設備及び他の申請者が設置したサーバ機器に損害を与えないようにしなければならない。

(センターの職員による対応)

第14条 ハウジングスペースの運用において、センターの職員による対応が可能な時間は、原則として平日の午前9時から午後4時30分までとする。ただし、センターと事前に協議した場合は、この限りでない。

(サービスの停止)

第15条 センター長は、申請者、設置責任者又は業務担当責任者がこの細則に違反した時は、ハウジングスペースの利用を停止させることができる。

附 則

1 この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 この細則は、この細則の施行の際現にハウジングスペースに設置しているサーバ機器についても適用する。この場合において、第 5 条第 1 項中「設置しようとする」とあるのは、「設置している」とする。

附 則 (平成 26 年 5 月 30 日 一部改正)

この細則は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 4 月 1 日 一部改正)

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 7 月 26 日 一部改正)

この細則は、平成 28 年 7 月 26 日から施行する。

附 則（平成 29 年 5 月 17 日 一部改正）

この細則は、平成 29 年 5 月 17 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

別記様式第1号(第5条第1項関係)

情報メディア教育研究センターハウジングスペース利用申請書

年 月 日

情報メディア教育研究センター長 殿

部局・役職・氏名

印

下記のとおり、情報メディア教育研究センターが管理運営するハウジングスペースを利用したいので、承認願います。

記

部 局						
設 置 責 任 者						
業務担当責任者 (連絡担当者)	氏 名： 部 局・職 名： 連 絡 先： (内線・メールアドレス)					
設置するサーバ 機器の概要	システム名 機器名	重量	外形寸法	電力容量 (W)	HINET コネクタ ID	設置 ラック No.
サーバ機器設置 予定日	年 月 日					

※ 部分は情報メディア教育研究センターで記入

【情報メディア教育研究センター欄】

日付：平成 年 月 日
担当者：

別記様式第 2 号(第 6 条関係)

情報メディア教育研究センター ハウジングスペース利用停止申請書

年 月 日

情報メディア教育研究センター長 殿

部局・役職・氏名

印

下記のとおり、情報メディア教育研究センターが管理運営するハウジングスペースの利用を停止したいので、承認願います。

記

部 局			
設 置 責 任 者			
サーバ機器 の概要	システム名 機器名	HINET コネクタ ID	設置 ラック No.
利用停止予定日	年 月 日		

【情報メディア教育研究センター欄】

日付： 平成 年 月 日
担当者：